

滋賀県立

聴覚障害者センター だより



-55号-

発行日／平成21年10月10日

発行所／草津市大路2丁目 11-33

TEL 077-561-6111
077-561-6133

ホームページ
<http://www.shigajou.or.jp>

全聴情協 第3ブロッタ会議

9月25日（金）、岐阜県聴覚障害者情報センターにおいて、「全国情

報提供施設連絡協議会・第三ブロッタ会議が開催され、静岡、名古屋、岐阜、兵庫、京都、和歌山、滋賀の各施設から十六名が参加しました。

開会にあたり、事務局から、国補助金による全国三十七施設の設備をデジタル対応に交換する作業が進められていると報告がありました。

まず、今会議の緊急議題である新型インフルエンザにおける手話通訳の対応について協議しました。各府県の現状報告を受け、協議会として派遣の方針を確認しました。

①派遣のあり方：専任手話通訳者と施設職員が対応する。
②利用者や職員が発病した場合：施設閉鎖や業務停止については行政

指導、または施設判断によって決定する。

③施設事業のあり方：利用者への周知と情報提供。職員の発病による欠勤の場合を想定して、優先的業務の検討を行う。

④府県との協議内容：通訳者へのワクチンの優先的接種と費用の公費負担を希望。利用者への周知を図ることができず、著作権の処理を行うために必要な費用を払うことが必要でした。来年からは聴覚障害者のため

次に、要約筆記者の養成・認定・派遣の現状や課題を出し合いました。

滋賀からは、昨年を前期、今年度を後期とする認定試験の目的と実施内容を報告しました。

最後に、裁判員制度の取組みについて意見交換を行いました。現時点では聴覚障害者が裁判員に選出されたところなら可能となります。また、貸出の対象者も、障害者手帳を保有する聴覚障害者から聴覚障害者等とが映像を楽しめないということで、当センターが手話や字幕付きの映像を作成し、貸出を行うことで権利者に何を補償するのでしょうか。補償をもとめるより、今後、法律の施行までに運用の面で聴覚障害者等に対しつきんとした情報の保障を考えいただきたいものです。

著作権法改正について

今年の3月に著作権法の一部を改正する法律案が提出され、来年1月1日より施行されることになりました。

改正された点で聴覚障害に関係するところでは、障害者の情報利用の機会の確保として、聴覚障害者のための映画や放送番組に自由に字幕や手話を付けることが可能になったことです。

これまで、権利者の許諾を得ず自由に映像に字幕や手話を付けることができたが、それが、インターネットを通じてサーバー等に蓄積した音声や字幕データを自由に配信できるようになります。

権利者の許諾を得ず自由に映像に字幕や手話を付けることができるることは大きな前進といえるでしょう。

しかし一方で別の条項が付け加えられ、字幕や手話を付けた映像を貸出する場合、権利者に対して「相当額の補償金」を支払わなければならなくなつたということです。

ならば、手話や字幕付きの映像を自由に作ったり貸出したりできるようになります。制作を行う主体も情報提供施設だけでなく、政令で定められたところなら可能となります。また、貸出の対象者も、障害者手帳を保有する聴覚障害者から聴覚障害者等とが映像を楽しめないということで、当センターが手話や字幕付きの映像を作成し、貸出を行うことで権利者に何を補償するのでしょうか。補償をもとめるより、今後、法律の施行までに運用の面で聴覚障害者等に対しつきんとした情報の保障を考えいただきたいものです。

の学習会を行うと同時に、裁判所との協議の機会を設け、手話通訳者の派遣方法や配置人數、謝金などについて検討しているところです。

手話通訳や要約筆記の派遣は、内容や範囲、料金の基準単価など各府

県によって様々です。また、司法や労働、高等教育場面における派遣のあり方や研修の保障などについても、今後さらに協議を重ねていきたいと確認しました。

よりよい要約筆記のために

滋賀県での要約筆記の始まりは、滋賀県中途失聴難聴者協会の理事会や会員が集まる場に欠かさぬものとして利用され、発展してきました。利用者の集合体である団体が、共通にもつ障害を一般社会に訴え、その第二番の理解者が要約筆記者でした。

要約筆記者にとっては、それまで一般社会において難聴者や中途失聴者と出会うことがなく、難聴者・中途失聴者とは、難聴者協会に入会されている難聴者・中途失聴者の会員のことだと思い、難聴者協会会員（団体）の「すべてを書いてほしい」というニーズが難聴者・中途失聴者の思いであると確信していた時代が長く続いてきました。



降、要約筆記派遣の利用傾向に変化が見られ、集団を対象としてきた場面から、難聴者・中途失聴者個人の暮らしのなかで利用されるようになってきました。すなわち個人を社会と結ぶ、コミュニケーションを成立させる役割と責任が大きくなってきた。そのため利用者個人の理解に合わせた筆記技術、対応に対する考え方を共通にしておく必要があります。前年度に実施した認定試験の

（県委託事業）の周知です。

今年度初めて、近江八幡市、東近江市、湖東福祉圏域の地域の方々を対象に実施いたしました。開催にあたっては行政、社会福祉協議会、NPO法人しが盲ろう者友の会の協力を得て、当日は行政職員、社協職員、民生委員、ガイドヘルパー、住民等の14名の参加がありました。

要約筆記は、聞こえてくる音声情報をお一方的に発信することで、その場の発言内容を伝える技術として研修を積んできました。一方的発信では話速に合わせて表示することに手書きもパソコン要約筆記も重点が置かれてきました。ところがコミュニケーション支援事業が開始されて以来、要約筆記者が持つべき人権擁護の思想、利用者への対応のあり方、コミュニケーション論など筆記者個人の対応の基本など内面的にも技術を

強化点を含め、今年度の登録者研修は要約筆記者が持つべき人権擁護の思想、利用者への対応のあり方、コミュニケーション論など筆記者個人の対応の基本など内面的にも技術を

—みんな笑顔に—

盲ろう者との交流を開催

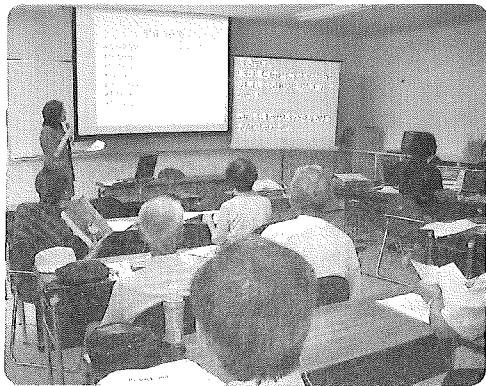
が聞こえるほどに盛り上がりました。限られた時間でしたが有意義な交流会となりました。



ひがしおうみ社協だより
第27号（2009.9.1）に
紹介されました。

高める研修を実施してきました。さらに秋には現場での機材の問題など派遣事業での不安要素を取り除くための研修も含めて実施しています。

難聴に関する講習会を湖北で開催



去る8月6日（木）に木之本保健センターをお借りして「難聴に関する講習会」を開催しました。

最初に滋賀医科大学耳鼻咽喉科の言語聴覚士 柴山寛子先生より「きこえの解剖生理～聴こえない原因を知ろう」と題して講義をしていただき、その後、難聴者の当事者で県の中途失聴難聴者協会で理事の板垣幸男さんより「補聴器の買い方、使い方。補聴支援システムについて」体験談を交えて講義をしていただきました。

一言に「難聴」と言っても、その人の聴力やどの機能が損傷している

かによってきこえ方は様々です。

「耳が遠くなったら補聴器をつける

と大丈夫」と思われるがちですが、補聴器すべて解決するとは限りませ

ん。まずは身近な医療機関や当センターが実施しています「きこえの相談」等で自身の聞こえの状況を把握することが大切です。その上で自分の聴こえの状況に合った補聴器や補聴支援システムを活用することが必要だということでした。

参加者からは「高価な補聴器の方が聴こえると思い購入したがうまく自分で合ってないと効果がないことがわかった」と感想が聞かれました。

ありがとうございます。
県ろうあ協会老人部が

清掃奉仕

8月4日、社団法人滋賀県ろうあ協会老人部のみなさまが、センター周辺をキレイにしてくださいました。

老人部のみなさまは慣れた手つきで、掃除を一時間半ほどで終了させました。掃除の最中にある方が刈り込みの機械が動かなくなり、停電??と大騒ぎしたのですが、ベランの方

がコードを見て、「コードが切れるとパキとされました。刈っている時にコードも一緒に刈っちゃったみたい

です。ともあれ、暑い中での作業でしたが、けがもせず、無事に掃除が終わったのでした。ゴミ袋は全部で13袋になりました。老人部のみなさま、本当に暑い中、ありがとうございました。みなさまも、きれいになつたセンターへ遊びに来てください。



今後のきこえの相談の予定

① 当センターでの開催

第2・第3 火曜日

13時30分～15時30分

② 湖北地域での開催

12月5日（土）

11時00分～16時00分

長浜市社会福祉センター

新職員紹介・退職者

戸知谷 由美（とちたに ゆみ）

担当：盲ろう者通訳・介助者養成講座、手話通訳者派遣事業 他

こんにちは、戸知谷 由美です。

10月1日より勤務しています。滋賀県全域をかけまわって、地域の聴覚障害者に出会いながら職務を遂行していく所存です。「いい仕事を」ができるよう頑張ります、よろしくお願ひいたします。

太田 貴士（おおた あつお）

担当：手話通訳者派遣事業 補助

こんにちは。はじめまして。太田貴士（おおたあつお）です。

10月1日から聴覚障害者センターの事務員として勤めはじめました。何もかもが初めてでとまどっていますが、頑張っていきますのでよろしくお願いします。

川尻 智栄子

9月30日付けで退職されました。長い間お疲れ様でした。

栗原 智子

9月30日付けで退職されました。長い間お疲れ様でした。

地上デジタル放送 (地デジ)対応テレビ設置

滋賀県中途失聴難聴者協会に対し「24時間テレビ 愛は地球を救う」の方から地上デジタル放送対応のプラズマテレビが贈呈されました。

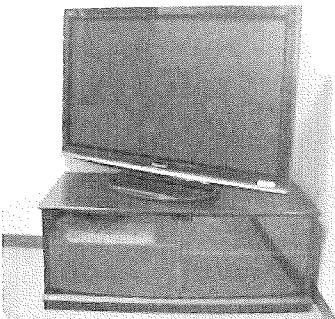
24時間テレビ愛は地球を救う

<http://www.ntv.co.jp/24h/contents/how-choukaku.html>

滋賀県立聴覚障害者センターでは、視覚的情報となる媒体を重視しているなか、画面の大きいテレビは重要な役割を果たすものとされています。

当センターの地上デジタル放送に対する対応は、今年1月にアンテナの工事を行つたばかりで、対応するテレビもまだ1台しかありません。今後、情報サロン室で貸出を行つての高画質化に合わせて対応していく

なければなりません。
貸出の他に、聴覚障害者向け映像の制作も行つていて、加えて制作設備の充実も迫られています。そんな中、今回の大型46インチのテレビを設置させて頂けることはあります。大切に使わせていただき



タツノオトシゴ

「ありがとう」と言わると嬉しいものだが、「ありがとう」と言うと、いいことをした気分になれる。そこから気持ちが軽やかになる。

先日、台湾の台北市にてデフリンピックが開催された。その台北市では、想像も出来ないほど街全体がデフリンピックで賑わっていた。普段、聴覚障害者のスポーツは世間的に知られておらず、街にポスターや垂れ幕さえも見かけない。しかし、台北市では、地下鉄に看板やポスターが大きく貼られていた。テレビにでもすべての種目の中継放送があった。また、タクシーにデフリンピックの旗が付いていたり、バスの電工掲示にデフリンピックのことが記載されていた。何よりも、市内の飲食店にはスタッフが「ありがとう」と手話で表現されていた。ほとんど、身振りでも通じる。こんな街があつたんだ。と驚愕した。そこには、台北市でのデフリンピックは政治的背景もあり、国全体が挙げて支援をしたこと。ボランティアも1万人もなつたとのこと。そこから、台北市民を巻き込んだという成果がデフリンピック開催期間中には現れていた。大会期間中の台北市は「ありがとう」にあふれていた。

日本でも、「ありがとう」この言葉を手話と共にたくさん表現していきたいものだ。

(Y. Y)